

新入学準備金の入学前支給のご案内

立山町では、来年度中学校に入学のお子様がおられるご家庭で、経済的な理由により入学用品の購入にお困りの保護者の方を対象に新入学準備金を支給します。

1 支給の対象となる方 (※【Ⅰ】又は【Ⅱ】の方が対象です)

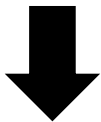
【Ⅰ】「令和6年度就学援助制度」において、「準要保護」の認定を受けている方

【Ⅱ】上記【Ⅰ】以外の方で、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯の方

- (1) 令和7年4月に中学1年生になるお子様がおられる保護者のうち、申請期限日(令和7年1月10日)に立山町に住所を有する世帯
- (2) 生活保護(教育扶助)を受給していない世帯
※生活保護受給世帯について、新入学準備金は教育扶助費として支給されますので今回の申請は不要です。他の就学援助費の受給については別途申請が必要となりますので、入学後の就学援助費申請を忘れずに行ってください。
- (3) 下記認定要件①～④のいずれかひとつに該当する世帯
 - ① 令和6年度中に生活保護受給の停止・廃止を受けた世帯
 - ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親控除を受け、令和5年の合計所得金額が135万円以下の保護者の世帯
 - ③ 児童扶養手当を受給している世帯(ひとり親家庭※所得制限有りなどを対象)
 - ④ 収入の程度により、援助の必要があると認められる世帯(※世帯所得状況の審査あり)

2 申請方法

①必要なものを準備



振込先口座の普通預金通帳かキャッシュカードの写し

※令和6年1月2日以降に立山町に転入した世帯は、生計を一にしている所得のある方全員の「令和6年度所得課税証明書」(前住所地で交付)が必要になります。

②申請書の記入・提出



申請書及び記入例は、受付窓口にて配布のほか、町ホームページからダウンロードも可能です。

(在学する立山町内の学校に申し出て、申請書をもらうこともできます。)

申請期限：令和7年1月10日(金)17時15分まで

※小学校・中学校での受付は行っておりません。

※申請期限必着で郵送による申請も可能ですが、その際は通帳の写し(振込先口座の銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの)等を必ず添付してください。

③新入学準備金支給

入金をもって認定といたします。なお、非認定の場合は2月上旬に郵送にて通知いたします。

3 支給額・支給日

- ◆支給額：63,000円（新中学1年生 1人につき）
- ◆支給日：令和7年3月上旬予定（申請書記載口座に振込）

4 令和7年度就学援助制度について

- ◆今回の「新入学準備金」の支給とは別に、ご入学後に学用品費・給食費などが援助される「令和7年度就学援助制度」がございます。受給を希望される場合は、ご入学後に改めて申請が必要です（4月初旬に学校より全校児童生徒に案内を配布いたします）。

就学援助制度・・・経済的に困りの小・中学生の保護者の方を対象に、学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費などの必要な経費の一部を援助します。（収入に対する課税額等により審査します。） 希望される方は毎年申請が必要です。

※就学援助制度では新しい年度の認定基準となるため、審査結果が今回の新入学準備金支給と異なる場合があります。

- ◆新入学準備金の入学前支給を申請されない場合でも、入学後に令和6年度就学援助の申請をし、4月からの認定となった場合は、「新入学学用品費」として63,000円を他費目と合わせて7月下旬に支給いたします。

※ただし、今回新入学準備金の入学前支給を受けた方は、就学援助制度のうち新入学学用品費は支給対象とはなりませんので、ご承知おきください。

5 注意事項【必ずお読みください】

- ◆新入学準備金の受給後に転出等で立山町外の中学校に就学される場合、お支払した援助費の返還は求めません。ただし、ご転出先自治体には本町で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。
- ◆今回の受付は、新中学校1年生対象の新入学準備金（新入学学用品費）63,000円についてのみの申請となります。他の学用品費・給食費などの就学援助費や、在学中の兄弟姉妹についての就学援助費については、4月以降に改めて申請をする必要があります。
- ◆認定審査にあたり、教育委員会で世帯の所得情報を確認させていただきます。

6 受付窓口及び問合せ先

〒930-0292 立山町前沢 2440 番地
立山町教育委員会 教育課 学校教育係 就学援助担当まで TEL：076-462-9981